

C値の範囲見直しの際に配慮すべき業種

C値の範囲を見直すにあたり、都府県に対し特に配慮すべき業種の有無とその具体的内容についてアンケートを行った。アンケートにおける回答を以下のとおり整理した。

◆質問

貴都府県において、第7次水質総量規制基準値の見直しに強く関係すると考えられる業種その他の区分がありましたら、業種その他の区分と見直しの際配慮すべき内容について具体的にお知らせください。

表1 CODに関して

業種区分	具体的内容
◆153 ゴム製品製造業	汚水の処理が難しく、対応に苦慮している事業場がいくつか見受けられる。(主に汚濁負荷が高く、生分解性の低い離型剤を使用している場合)

表2 窒素に関して

業種区分	具体的内容
◆7 畜産食料品の製造業	血液や内臓の内容物が排水に混入するため。
◆108 無機化学製品製造業 (窒素又はその化合物を原料として使用する場合)	原料転換が困難である場合(多結晶シリコンのエッチングの硝酸等)
◆232 2の項から231項に分類されないもの	原料転換が困難である場合(石油化学基礎製品製造業における排ガス処理時に利用するアンモニア)

表3 りんに関して

業種区分	具体的内容
◆17 味そ製造業	原料に豆や根茎を使用する場合
◆26 生菓子製造業	
◆34 穀類でんぷん製造業	
◆38 あん類製造業	
◆117 発酵工業等	

表4 全般に関して

業種区分	具体的内容
◆5～40 食料品製造業	食料品製造業に属する事業者については、中小規模の事業者が多く、排水処理施設を新設又は改善することが困難な場合が多く、第7次総量規制基準値の強化には対応困難な事業者が現れるものと考えられる。

表5 特定施設に関して

特定施設 ^注	具体的内容
◇65 酸又はアルカリによる表面処理施設	現状において、左記特定施設を有する事業場はC値を上回る事例も多く、事業者への対応に苦慮していることから、見直しの際には気を付ける必要がある。
◇66 電気めっき施設	
◇72 し尿処理施設	
◇19 紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業の用に供する施設	

注：表5は業種区分ではなく、特定施設である